

寿都町津波避難計画

令和5年3月修正

寿 都 町

目 次

第1章 総則	1
1 目的	
2 計画の修正	
3 計画の位置づけ	
4 用語の意味	
第2章 津波による浸水の想定	2
1 津波浸水シミュレーション	
第3章 職員の初動体制	3
1 職員の連絡・参集	
2 津波情報の収集・伝達	
第4章 高齢者等避難・避難指示	6
1 高齢者等避難	
2 避難指示の発令及び解除の基準	
3 避難指示の発令及び解除の判断及び手順	
4 伝達方法	
5 伝達の確認	
第5章 水門等の閉鎖措置	8
1 管理体制	
2 閉鎖措置	
3 津波のおそれがある時の操作方法等	
4 不測の事態に備えて	
第6章 避難計画	8
1 津波浸水想定区域	
2 避難対象地域	
3 避難所等・避難目標地点	
4 避難困難地域	
5 避難ビル	
6 避難路・避難経路	
7 避難方法	
8 通行止め措置	
9 道路及び案内板等の整備の推進	
第7章 要配慮者等対策	11
1 要配慮者	
2 観光客等	
第8章 避難対策の留意点	12
第9章 ハザードマップ	12
第10章 津波対策の教育・啓発	13
第11章 訓練の実施	13
沿革	
添付資料	
別図 避難対象地域・避難困難地域図	
別添資料	
寿都町防災マップ	
寿都町ハザードマップ	

第1章 総 則

1 目的

この計画は、地震及び津波災害が発生した場合にその発生直後から災害が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。また、この計画は、寿都町防災会議が策定している地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

2 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 計画の位置づけ

この計画は、寿都町地域防災計画の一編と位置づける。

なお、この計画に定められていない事項については、「寿都町地域防災計画」による。

4 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) 津波浸水想定地域とは、津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
- (2) 避難対象地域とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき寿都町が指定するものをいう。
- (3) 避難困難地域とは、津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
- (4) 避難路とは、避難する場合の経路で、寿都町が指定するものをいう。
- (5) 避難経路とは、避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。
- (6) 避難所等とは、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める施設等をいう。
- (7) 避難目標地点とは、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。
- (8) 避難ビルとは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。

※ (6) (7) (8) を総称して「避難先」という。

第2章 津波による浸水の想定

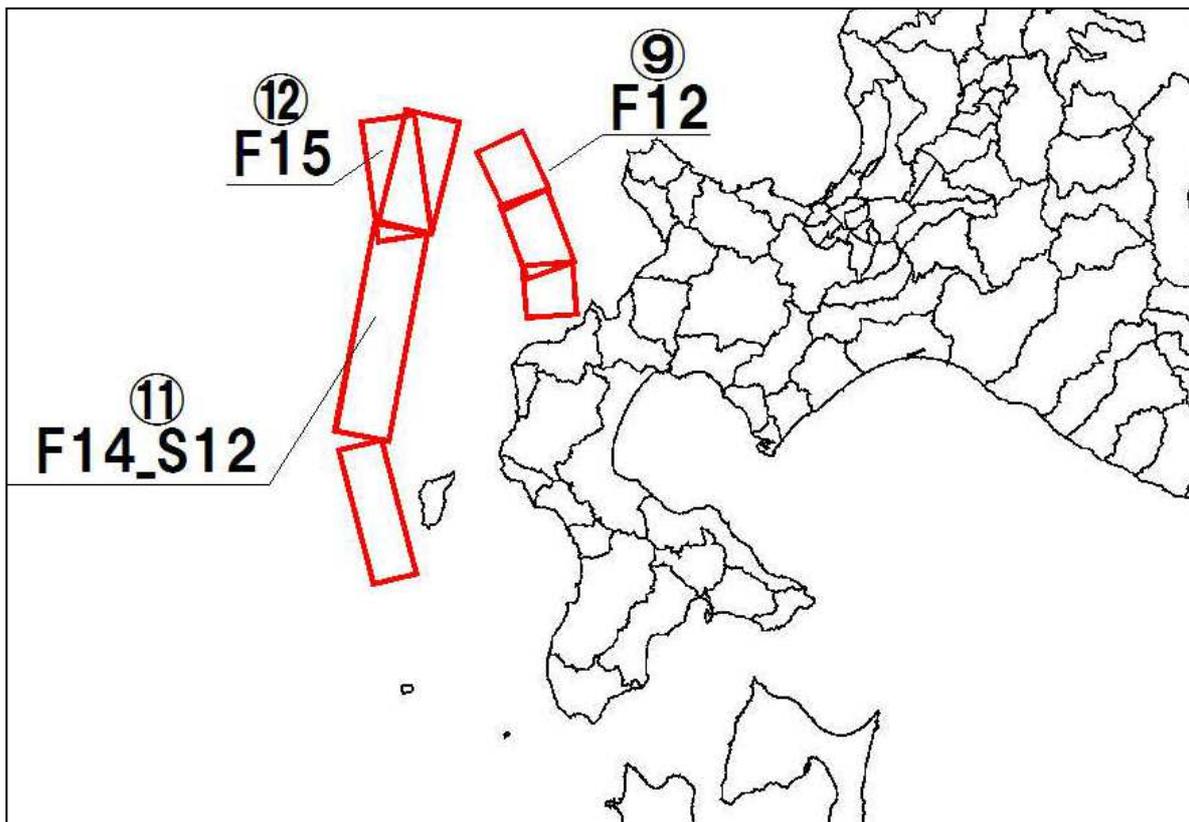
1 津波浸水シミュレーション

北海道が平成29年度2月に公表した津波浸水シミュレーションによると、本町に被害を及ぼす地震のうち、影響の大きい地震は、北海道南西沖、北海道島牧沖を震源とするもので、各地点の最大溯上高、第1波到達時間は次の表のとおりである。

地 点 発 生 場 所	寿都漁港		朱太川河口		歌 棄		有 戸		横 潤	
	最 大 溯上高	第1波 到達時 間	最 大 溯上高	第1波 到達時間						
⑨ F12 北海道 島牧沖	9.54m	9分	5.93m	14分	6.64m	15分	7.06m	12分	9.93m	9分
⑪ F14_S12 北海道 南西沖 (南側)	10.51m	15分	5.85m	21分	6.60m	21分	7.77m	19分	14.55m	15分
⑫ F15 北海道 南西沖 (北側)	9.59m	16分	5.58m	21分	6.18m	21分	7.04m	19分	13.05m	16分

※条件がシミュレーションと異なる場合には、想定を超える高さの津波が来襲したり、ここで示した時間より早く到達するなどの可能性がある。

想定津波源域



第3章 職員の初動体制

1 職員の連絡・参集

津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は「寿都町地域防災計画第3章第2節災害対策本部」によるものとし、下記の連絡体制をとるものとする。

【動員計画】

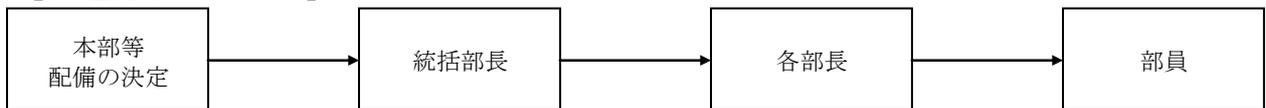
災害が発生し、又は災害の発生が予想される応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

(1) 本部職員に対する伝達方法

ア 平常執務時の伝達方法

本部長が配備の決定により、本部の配備体制に従って統括部長（総務財政課長）が各部長に対し、庁内放送及び口頭で行う。

【伝達方法：平常時】



(2) 休日又は退庁後の伝達方法

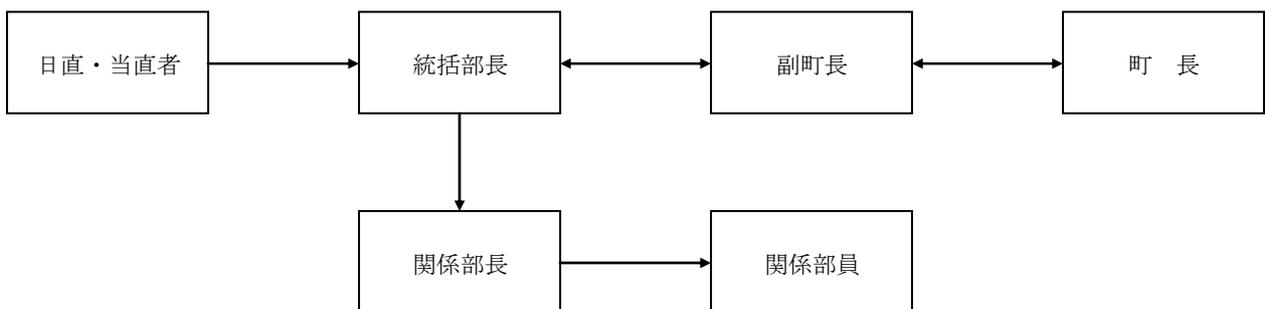
日直・当直者は、次の情報を察知したときは統括部長に連絡して指示を仰ぐものとする。

ア 気象情報等が関係機関から通報されるとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

ウ 異常現象の通報があったとき。

【伝達方法：緊急時】



(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生の恐れがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合、電話、防災無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

(4) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

【伝達方法：緊急時】

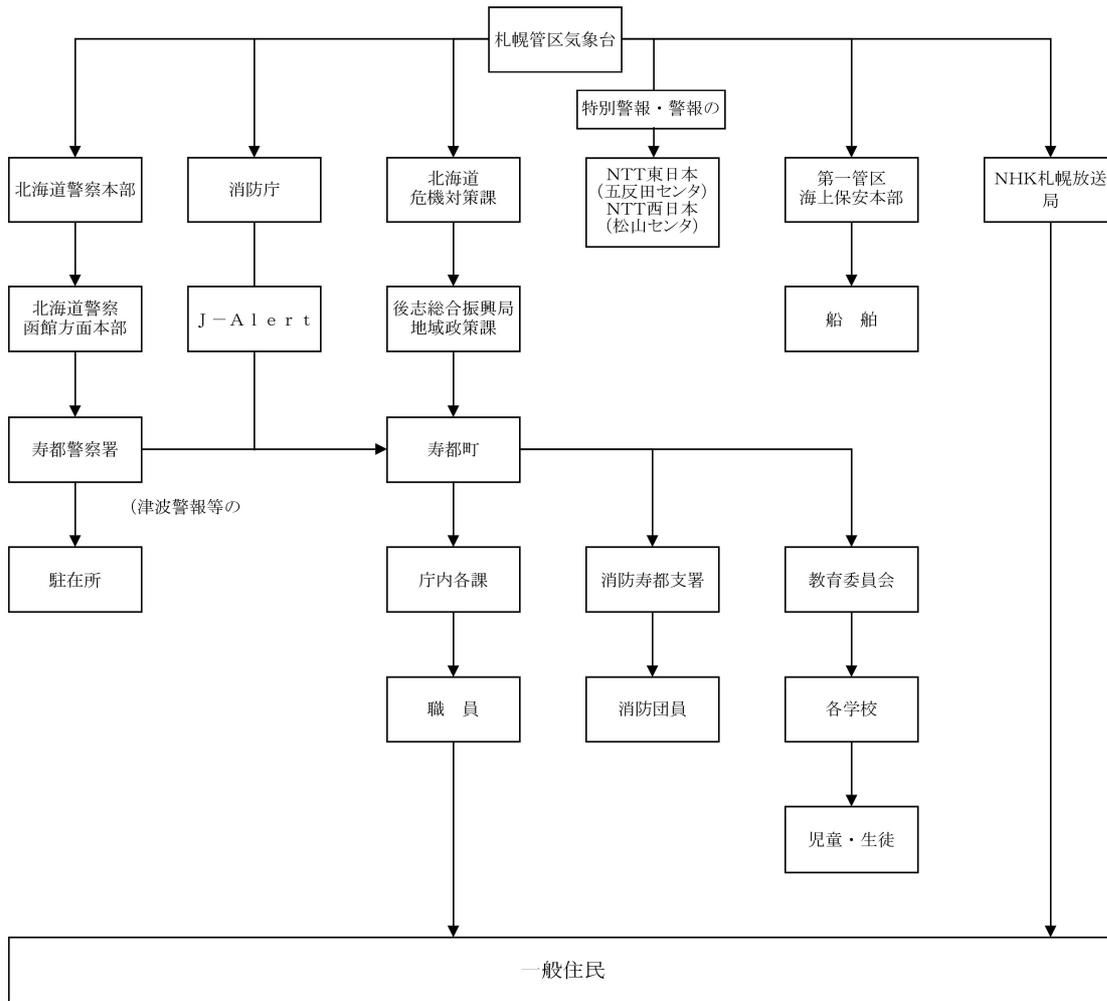


2 津波情報の収集・伝達

- (1) 津波情報については、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、北海道総合行政情報ネットワーク及びテレビ等により収集を行う。受信経路は、下記の情報伝達系統図のとおりとする。
- (2) 津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合には、高台等から海面状況を監視する。
- (3) 被害情報の収集については、緊急初動の総務部総務班が行い、その他、ありとあらゆる媒体をもって情報収集をするほか、各職員が登庁途上においても収集するものとする。
- (4) 住民等への伝達方法については、防災行政無線を利用するとともに、広報車やサイレン等も利用する。

※全国瞬時警報システム（J - A L E R T）は、国（内閣官房及び気象庁）から気象情報や国民保護情報等の緊急情報を自治体等へ直接送信するシステムで、本町では防災行政無線と接続し、一般住民まで遅滞なく情報が伝達される。

【気象等に関する特別警報・警報・注意報、並びに情報等伝達系統図】



※「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を通じて携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」を配信。

第4章 高齢者等避難・指示

1 高齢者等避難

町長は、避難措置にあたっては、要配慮者に十分配慮し、必要に応じ、危険の切迫する前に十分な余裕をもって高齢者等避難を発令するものとする。

2 避難指示の発令及び解除の基準

消防庁津波関連通知「沿岸地域における津波警戒の徹底について」（平成15年9月30日）に基づき、避難指示の発令基準は次のとおりとする。

(1) 気象庁から津波警報が発令された場合。

なお、法定ルート以外の放送ルート等により町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置とする。

(2) 強い地震（震度4程度以上）を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合。

(3) 避難指示の解除の基準は、気象庁による津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

(4) 上記によるものの他、町長が必要と認めたときは、避難指示等の発令、解除が出来るものとする。

3 避難指示の発令及び解除の判断及び手順

避難指示の発令及び解除の判断は、町長が基準に該当する事態を認知した場合、すみやかに行うものとする。

町長が不在あるいは町長に連絡がとれない場合は、副町長、教育長、総務財政課長の順位でこれを代行する。

4 伝達方法

避難指示の発令及び解除の住民等への伝達方法は、防災行政無線、広報車、サイレンなど多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努めるものとする。

なお、あらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。

この場合、多数の人出が予想される漁港、船だまり、キャンプ場、釣り場、海浜、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工者等）及び地域の自主防災組織、消防団等を活用し、これらと協力体制を確保するように努めるとともに、常日ごろから確実に伝達できる体制を築いておくものとする。

また、津波注意報が発令された場合は、海水浴や磯釣りのほかマリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起することが必要である。

高齢者等避難・避難指示の発令内容の伝達文は次のとおりとする。

<高齢者等避難の伝達文（住民あて）>

こちらは、防災寿都です。〇〇時〇〇分に沿岸地域に対して高齢者等避難情報を発令しました。お年寄りや障がいをお持ちの方、乳幼児、妊婦さんなどはお早めに近くの避難所等へ避難してください。その他の方々も避難の準備を始めてください。

（そのほか、「地震の発生により、〇〇分後には沿岸地域に津波が到達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

<避難指示の伝達文（住民あて）>

こちらは、防災寿都です。〇〇時〇〇分に沿岸地域に対して避難指示を発令しました。寿都湾に津波が押し寄せ、大変危険な状況です。直ちに近くの避難所等へ避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの裏山や頑丈な高い建物に避難してください。

（そのほか、「地震の発生により、〇〇分後には沿岸地域に津波が到達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

5 伝達の確認

避難指示の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか再確認することとする。

《参考 J-ALERTへの入電により自動起動する防災行政無線からの放送文》

(1) 「津波警報・注意報」の伝達内容と解説

情報の種別	防災行政無線による伝達文		
大津波警報 (特別警報)	《消防サイレン 3秒吹鳴2秒休止×3回》 北海道の日本海沿岸に大津波警報が発令されました。 沿岸地域の方は直ちに安全な所に避難してください。(4回繰り返す) こちらは防災寿都です。《下り4音チャイム》		
解説	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	発表される津波の高さ	3m、4m、6m、8m、10m以上
津波警報	《消防サイレン 5秒吹鳴6秒休止×2回》 北海道の日本海沿岸に津波警報が発令されました。 沿岸地域の方は直ちに安全な所に避難してください。(4回繰り返す) こちらは防災寿都です。《下り4音チャイム》		
解説	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	発表される津波の高さ	1m、2m
津波注意報	《消防サイレン 10秒吹鳴2秒休止×2回》 北海道の日本海沿岸に津波注意報が発令されました。海岸には絶対近づかないで下さい。また、今後の津波情報に注意して下さい。(4回繰り返す) こちらは防災寿都です。《下り4音チャイム》		
解説	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	発表される津波の高さ	0.5m

(2) 「緊急地震速報」の伝達内容

情報の種別	防災行政無線による伝達文		
北海道後志西部で『推定震度5弱』以上の地震を予測した時	《緊急地震速報チャイム》 緊急地震速報 大地震（おおじしん）です。大地震（おおじしん）です。(3回繰り返す) こちらは防災寿都です。《下り4音チャイム》		

(3) 「震度速報」の伝達内容

情報の種別	防災行政無線による伝達文		
北海道後志西部で『震度5弱』以上の地震が発生した直後	《上り4音チャイム》こちらは防災寿都です。 震度〇〇の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。(3回繰り返す) こちらは防災寿都です。《下り4音チャイム》		

※〇〇の中には、「5弱」、「5強」、「6弱」、「6強」、「7」が入り、放送される。

第5章 水門等の閉鎖措置

1 管理体制

町内には管理を委託している樋門樋管15箇所があり、平時は受託者が管理し、川の洪水及び高波・高潮による堤内側への逆流を制限するものとする。

2 閉鎖措置

水門の管理者は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、その操作の万全を期するものとする。

3 津波のおそれがある時の操作方法等

津波警報（津波・大津波を問わない。）が発令されているときは、施設の操作を行わないものとする。また操作等作業を行っている場合は、直ちに中止し退避するものとする。

4 不測の事態に備えて

不測の事態により水門などが閉鎖されない場合は、津波浸水想定区域図よりも浸水範囲が拡大するおそれがあるため、津波による被害のおそれのある地域を、緩衝領域（バッファゾーン）として広く指定するものとする。当該区域では、地域住民、民間事業者、防災関係機関、行政等が津波への警戒意識を持ち、広く津波に備えるものとする。

第6章 避難計画

1 津波浸水想定地域

北海道が公表した津波及び被害想定調査による津波浸水予想図に基づき、予想最大浸水地域等を定める。

2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して津波浸水地域よりも広い範囲で指定するものとする。

3 避難所等・避難目標地点

- (1) 避難所等は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し、寿都町が指定するものとする。ただし、寿都町地域防災計画で指定避難所として定めている海岸地区に接する施設は、津波による浸水が予測され、利用できないことから避難所等として指定しない。

なお、指定にあたっては、津波は遠方の地震でも影響することがあり、避難指示発令後、避難が長期に及ぶ場合もあることから、情報機器、非常食料、毛布等の整備を進めるものとする。

- (2) 避難目標地点は、津波の危険から避難するための目標点として避難対象地域の外に定めるものであり、自主防災組織、住民等と協議し、避難困難地域の避難者や要配慮者、逃げ遅れた避難者などを勘案して設定するものとする。必ずしも避難所等とは一致しない。

4 避難困難地域

避難困難地域は、避難時の住民の歩行速度から、津波シミュレーションにおける津波の到達予想時間内に、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域を抽出したものであり、高齢者や障がい者等の要配慮者においては、歩行速度が遅いことも考慮する必要がある。

町においては、北海道島牧沖を震源とする津波の到達予想時間が最短9分であることから、避難対象地域内で、冬期も通行できる避難路を使用し、浸水区域外まで到達するため

に360m以上距離がある地域とする。

5 避難ビル

避難ビルは、想定される浸水深を考慮し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難することのできる避難ビルを、建物所有者等と協議し、指定・設定するものとする。なお、避難ビルに係る詳細は寿都町津波一時避難施設指定基準によるものとする。

指定・設定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

- ・耐震性が確保されていること。
- ・津波に対する構造安全性が確保されていること（原則としてRCまたはSRC構造）。
- ・安全な高さに避難スペースが確保でき、容易にアクセス可能であること。
- ・円滑な解錠が可能であること。

津波一時避難施設一覧表

ビル名称	住所	電話番号	構造	収容力(人)	協定締結日	備考
歌棄洗心学園	字歌棄町歌棄 269番地3	64 - 5312	R C 2階建	300	H24. 11. 19	

なお、避難困難地域で適切な避難ビル等が存在しない地域については、緊急的に次のような対応を行うものとする。

- ・裏山等の高台に避難する。
- ・自動車等の乗り合わせ等により避難する。

6 避難路・避難経路

(1) 避難路は、安全性・機能性の確保を最優先に、次のような考えに基づくものとする。

- ・山、崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（階段等の設置）が図られていること。
- ・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・できれば近隣に迂回路を確保できること。

(2) 避難経路については、次のような考えに基づくものとする。

- ・山、崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・原則として、海岸方向へ向かう経路ではないこと。
- ・出来れば避難路に面して避難ビルがあること。
- ・階段、急な坂道等に手すり等があること。

上記の避難経路については、配布した防災マップを用い各家庭において設定し、マップに書き加えるものとする。町は、避難訓練等あらゆる機会においてそれを啓発する。

7 避難方法

避難については、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に自動車等が集中することで交通が混乱するおそれのあるため、原則徒歩とする。ただし、自動車等を使用することにより円滑な避難ができる利点を勘案し、以下の場合においては自動車等の乗り合わせ等により避難する。

- ・高齢者等で、徒歩での避難が困難な場合
- ・避難困難地域で、避難ビル等の適切な避難先が存在せず緊急を要する場合
ただし、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げることをないように注意すること。

8 通行止め措置

津波が押し寄せてくる方向への避難は行わないという考えに基づき、以下の路線（区間）については、道路管理者において通行規制が行われる。

通行規制を行う路線	区 間
国道229号線	磯谷町能津登～歌棄町歌棄間 樽岸町小川～六条町間
道道寿都黒松内線	六条町～矢追町間

なお、通行規制は、道路管理者、警察等と協力し、次の手順により行うものとする。

- ①関係者の相互連絡、情報交換
- ②規制措置の決定（実施責任者：道路管理者、警察）
- ③迂回路の選定
- ④交通規制の標識等の設置
- ⑤警察官又は関係職員の現地配置
- ⑥広報

9 道路及び案内板等の整備の推進

避難困難地域や要配慮者等対策、地域の実情を勘案して必要な避難路等の整備に努めるものとする。また、避難所等への誘導標識として、案内板や標高表示板等の設置を進め、津波防災の啓発に努めるものとする。

第7章 要配慮者等対策

1 要配慮者

避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、要配慮者の避難が的確に行えるよう支援対策を定めるものとする。

(1) 環境整備

町は、避難所等、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実情を踏まえ、安全性や機能性に配慮した案内板の設置等の環境整備に努めるものとする。

(2) 情報伝達

津波予報、高齢者等避難・避難指示の住民等への伝達手段は、防災行政無線、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、町は、要配慮者の態様に応じ、情報伝達手法に配慮するとともに、登録支援者や近隣者による支援体制を確立するものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難対策

町は、障がい者や高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導するものとする。

(4) 在宅者への対策

ア 町は、あらかじめ単位町内会毎に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難に当たり、介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の現状を把握し、単位町内会等の防災組織の整備を通じて、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備するものとする。

イ 津波発生の恐れにより、町長から高齢者等避難・避難指示が出されたときは、アに掲げる者の避難所等までの介護及び搬送は、原則として、本人の親族又は登録している支援者本人が属する単位町内会が指定する者等が担当するものとし、町は町内会等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(5) 啓発

町は、要配慮者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発するものとする。

2 観光客等

観光客、釣り客等への避難対策を定めるものとする。

(1) 情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、防災行政無線からの情報を宿泊客等へ伝達する手段を確保するよう努力するものとする。

イ 利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を規定したマニュアルを定めるものとする。

ウ 屋外者に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン等により伝達するものとする。

(2) 避難所等の確保、看板・誘導標識の設置

町は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や避難所等を示した案内看板等の設置に努めるものとする。

第8章 避難対策の留意点

各漁港における避難対策を、漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定めるものとする。

(1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。

(2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）

(3) プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を定めるものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。

(4) なお、(1)及び(2)の措置を講じるに当たり、船舶管理者が車輦で漁港に駆けつける場合、津波による車輦の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

第9章 ハザードマップ

平成29年12月発行の寿都町防災マップは、北海道が公表した津波浸水想定区域図をもとに津波浸水予測、避難所等を記載したものであり、内容に変更が生じた場合などは、新たに検討を加え作成し、住民に配布するものとする。

また防災訓練や住民説明会など、ことあるごとに住民への周知に努め、住民自らがマップに避難経路等を書き込み、普段から見えるところに掲示するなどして、いざというときに役立つように啓発に努め、これを「津波避難計画（地域計画）」に位置付けるものとする。

第10章 津波対策の教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、まず、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な事項を周知徹底させ、実行させることが大切である。こうしたことに配慮して教育・啓発は、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会的環境の変化）に応じて、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施するものとする。

（1）津波防災啓発の手段

防災行政無線やパンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ等を活用するものとする。また、津波啓発看板等や予想される津波の来襲時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等の利用及び設置に努めるものとする。

（2）津波防災啓発の内容

文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、住民への日ごろから防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

- 津波に対する心得
- 津波に関する基礎知識
- 津波浸水想定区域
- 防災マップ、ハザードマップ

（3）津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災組織、町内会等）、事業所等を活用するものとする。

（4）災害記憶の継承

文献や他都府県における過去の災害事例、行政対応、生活への影響などの資料を収集整理し、住民の意識啓発に活用するものとする。

（5）自主防災組織の育成

地域の実情に即した仕組みを考え、住民が自発的に組織に参加し、効果的な活動ができる方策を検討するものとする。

（6）防災リーダーの育成

津波避難も含む防災講習会等を実施し、地域社会や事業所等において津波防災啓発の核となる人材を育成するものとする。

（7）観光客等に対する啓発

観光客等に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難所等を啓発するものとする。

（8）防災関係機関との情報共有と連携

防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連携を図るものとする。

第 1 1 章 訓練の実施

訓練の実施については「寿都町地域防災計画第 4 章災害予防計画第 2 節防災訓練計画」に定める防災総合訓練等を活用して、津波避難を想定した避難訓練を実施するものとする。実施後は検討会等において、訓練方法等に関する問題点の検証を行うものとする。

寿都町津波避難計画

沿革	平成 24 年 11 月	寿都町津波避難計画作成
	平成 27 年 3 月	修正 (一部改正)
	平成 30 年 1 月	修正 (一部改正)
	令和 5 年 3 月	修正 (一部改正)

添付 資料

別図 1-1 ~ 1-8 避難対象地域・避難困難地域図

別添資料

寿都町防災マップ